

令和8年度

岩手山麓農業水利事業

岩手山麓地区事業誌編纂業務

特 別 仕 様 書

東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

岩手山麓農業水利事業 岩手山麓地区事業誌編纂業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）及び別紙1「記録映像製作業務共通仕様書」（以下「記録映像共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、岩手山麓農業水利事業の完了に伴い、事業の沿革及び主要工事等にかかる設計や施工及び記録等を収集整理し、事業誌原稿（案）の作成等を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の位置は、岩手県盛岡市及び滝沢市地内で別添「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書、設計共通仕様書及び記録映像共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業に従事する技術者は、対象作業に十分な知識と経験を有する者でなければならない。
3. 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	－
シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木	－

(担当技術者)

第1－7条

担当技術者は、設計共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条

設計共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－9条

受注者は、設計共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(貸与資料等)

第2－1条

貸与資料は次のとおりとする。なお、本業務の作業過程において必要となる資料が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

区分	貸与資料	数量
事業関係	国営岩手山麓土地改良事業計画書（農業用排水）	1式
報告書関係	設計業務報告書（別紙2－1）	1式
	工事関係書類（別紙2－2）	1式
事業誌	岩洞ダム工事誌	1式
	岩手山麓開拓建設事業誌（前歴事業誌）	1式

区分	貸与資料	数量
河川協議関係	河川法第 95 条に基づく協議書、協議経緯等関係資料	1 式
記録映像関係	H30～R 8 年度 記録映像撮影業務成果	1 式
その他	岩手山麓地区概要図	1 式

(貸与資料の取扱い)

第 2－2 条

第 2－1 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

1. 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容等

(作業項目)

第 3－1 条

本業務における作業項目は、別紙 3「作業項目内訳表」に示すとおりである。

(作業内容)

第 3－2 条

本業務における作業内容は、次のとおりである。

1. 事業誌編纂作業

事業誌に掲載する事項は、別紙 4「事業誌目次素案」のとおり考えている。

また、総頁数は 300 頁程度を想定している。

2. 記録映像製作作業

シナリオ（案）の作成及び必要となる資料の収集、過年度に撮影した映像内容の確認等を行い、工程計画の作成及び必要な素材リストの作成を行う。

(作業の留意点)

第 3－3 条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 貸与資料の内容を十分把握し、本業務の作業を行うものとする。
2. 事業誌編纂に当たって、第 2－1 条に示す貸与資料のほか、受注者が収集した文献、写真等を引用する場合には、その出典を明示するものとし、著作権があるものについては、著作権法に接触しないよう必要な措置を講じるものとする。
3. 引用する写真及び図面は、仕上がり時において読み取りが可能となるよう解像度に注意するものとする。

(記録映像作業)

第 3－4 条

次年度に以下の施設の施設完了状況のほか、営農状況等の写真撮影を予定している。

これらを踏まえ、撮影作業の準備段階で必要となる資料収集のほか、撮影計画の立案を行うこと。なお、工事の進捗状況等により変更となる場合がある。

(対象施設)

施 設 名	備 考
北上川横断逆サイホン	

(営農状況等)

地区内の営農状況等	備 考
田植後の風景	6月上旬頃
稲刈り風景	9月下旬頃
地区内の特産物、営農状況	通年

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

1. 事業誌編纂

設計共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（企画構想（案）作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

2. 記録映像作成

打合せについては、主として次の段階で行うものとし、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手段階

最終回 シナリオ（案）作成段階

上記1. 2の打合せについて、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を設計共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体（DVD-R等）	正副2部
成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	1部

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県滝沢市篠木待場80番地

東北農政局岩手山麓農業水利事業所

(著作権について)

第5-3条

成果物の著作権について、次のとおりとする。

1. 受注者は、この業務によって生じた納入成果品（著作権の場合は、この業務によって作成された著作物と規定。委託事業の場合は、委託事業により納入された著作物と規定。）に係る一切の著作（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果品（委託事業の場合は著作物と規定。以下同じ。）の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとし、発注者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
2. 受注者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
3. 受注者は、発注者が納入成果品を活用する場合及び発注者が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、発注者は受注者と協議してその利用の取り決めをするものとする。
4. この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権等及び肖像権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1. 第3-1条に示す「作業項目」に変更が生じた場合
2. 第3-2条に示す「作業内容」に変更が生じた場合
3. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
4. 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
5. 履行期間の変更が生じた場合
6. 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
7. その他

第7章 業務スライドの試行

(業務スライドの試行)

第7-1 条

1. 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
2. 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
3. 発注者又は受注者は、2の規定による請求があったときは、変動前残業務（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
4. 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
5. 2の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
6. 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、2～5の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
7. 6の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
8. 4及び7の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2及び6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
9. 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

記録映像製作業務共通仕様書

第 1 条（適用範囲）

この仕様書は東北農政局岩手山麓農業水利事業所が企画する記録映像製作業務（以下「業務」という。）に適用する。

2. 特別仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第 2 条（用語の定義）

指示、承認、協議とは次の定義による。

- （１）指示とは、発注者の発議により、監督職員が受注者に対し監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画など示して実施させることをいう。
- （２）承認とは、受注者の発議により、発注者の監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- （３）協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

第 3 条（疑 義）

受注者は、業務実施に当たり、仕様書及び構成内容等に疑義を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。

第 4 条（業務計画）

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - （１）業務場所
 - （２）業務内容及び方法
 - （３）業務工程
 - （４）業務組織計画
 - （５）打合せ計画
 - （６）成果物の品質を確保するための計画
 - （７）成果物の内容等
 - （８）連絡体制（緊急時含む）
 - （９）使用する主な機器
 - （10）その他
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 5 条（業務実績データの作成及び登録）

受注者は、業務請負代金額が 100 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
 - (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とする。
 - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が 10 日間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。
 - (3) 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第 6 条（貸与品）

発注者は、受注者に対し本業務に必要な資料を貸与するものとする。

2. 受注者は、発注者から受けた貸与品については、その受払状況を記録した帳簿を備えつけるとともに、善良な管理のもとで使用しなければならない。
3. 業務が完了した時は、速やかに返納するものとする。

第 7 条（業務確認）

受注者は、主要な業務の区切り目等において、監督職員の指示した箇所については、監督職員の承認を得なければ次の作業を進めてはならない。

第 8 条（業務管理）

受注者は、業務実施に当たり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。

2. 航空撮影、高所撮影、工事現場撮影等危険な条件のもとで業務を遂行する場合は、事故等に万全を期さなければならない。

第 9 条（土地及び施設の使用）

受注者は、業務実施に当たり、必要な土地及び施設等の使用、その他必要な費用は、受注者の負担において処置しなければならない。

2. 公有又は私有の土地等に立入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3. 受注者は、住宅又は、垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に許可を得なければならない。

ただし、占有者に対しあらかじめ許可を得ることが困難であるときは占有者に迷惑をおよぼさないよう十分注意して立入るものとし、この場合においては遅滞なくこの旨を占有者に通知しなければならない。

第 10 条（官公庁その他への手続等）

受注者は、業務実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督職員と打合せのうえ、迅速に処理しなければならない。

2. 受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその

旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第 11 条（シナリオ）

受注者は、本仕様書ならびに特別仕様書等に基づき綿密な調査と打合せを行い、シナリオを作成するとともに速やかに発注者の承認を受けるものとする。

2. シナリオは、この業務の意図を充分表現できる内容のものでなければならない。

第 12 条（撮 影）

受注者は、撮影日時、場所、方法等の詳細な事項について調査し、必要に応じ監督職員と協議するものとする。

2. 撮影は、シナリオの構成に基づいてその内容を適宜かつ効果的に表現できるような撮影時期、撮影方法及び演出方法等撮影内容を充分考慮し、また鮮明な美しい画面を得るため天候状態、照明方法等についても考慮しなければならない。
3. 撮影機はデジタルビデオカメラ(HD カム用) とする。

第 13 条（編 集）

動画・線画の下図及び完成図は、監督職員の承認を得た後、その撮影にとりかかるものとする。

2. 編集は、シナリオ構成に基づいてその内容を適宜かつ効果的に表現できるよう構成するものとする。
3. 脚本（A R 台本）は編集構成に基づき作成するものとし、その内容については、監督職員と十分打合せて、その承認を得るものとする。
4. 編集が完了した時は、試写等を行い内容を協議するものとする。

第 14 条（録 音）

音合せ録音は、発注者と十分協議のうえ、解説及び効果音（擬音・音楽）を挿入し、効果的な内容で収録するものとする。

2. ナレーター（解説者）は、正確な標準語で発音し、かつ美声でなければならない。
3. ナレーター（解説者）については、監督職員と協議して決定するものとする。
4. 録音のための選曲、擬音等は著作権の侵害にならないよう関係機関等に対する許可手続等は受注者において行うものとする。

第 15 条（成果物）

成果物は特別仕様書に記載した内容のものでなければならない。

2. 成果物は、発注者の承認を受けずに他に公表・貸与又は使用してはならない。

第 16 条（検 査）

受注者は既済部検査及び、完了検査を受ける場合はあらかじめ成果物ならびに関係資料等を備えておくものとし、業務責任者が立会のうえ検査を受けなければならない。

2. 企画業務は、シナリオ内容等、業務内容の意図に照らし検査を行う。

3. 撮影業務は、検査用テープにおける映像内容等により検査を行う。
4. 編集業務は、編集内容及び録音内容（解説・効果音）等、業務内容の意図に照らし検査すると共に出来形（編集時間）等検査を行う。

第 17 条（履行報告）

受注者は履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 18 条（保険加入の義務）

受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 19 条（環境負荷低減への取組）

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

- （1）オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）
- （2）プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- （3）環境負荷低減に配慮したものの調達
- （4）生物多様性に配慮した事業実施
- （5）みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第 20 条（その他）

ビデオテープ等（マザーテープ等）の寄託契約に関しては発注者と受注者との協議の上、決定するものとする。

別紙 2 - 2 <貸与資料> 工事関係書類

年度	工事名
R7	南北分水工ゲート製作据付工事
	導水路撤去（その2）工事
	間接流域取水路他補修工事
	岩洞ダム取水塔他補修工事
	南北分水工改修（その2）工事
R6	間接流域向井沢取水堰堤排砂流路他補修(その2)工事
	第一発電所導水路補修工事
	第二渋民分水工改修工事
	導水路（その3）工事
	南部主幹線用水路（その16）工事
	南北分水工改修工事
R5	間接流域逆川取水堰堤他補修工事
	間接流域逆川取水堰堤排砂ゲート他製作据付工事
	間接流域向井沢取水堰堤排砂流路他補修工事
	岩洞ダム洪水吐等補修工事
	第二発電所水槽ゲート製作据付工事
	導水路（その2）工事
	導水路撤去（その1）工事
	南部主幹線用水路（その11）工事
R4	岩洞ダム洪水吐法面補修（その2）工事
	岩洞ダム取水ゲート建屋改修その他工事
	岩洞ダム貯水池侵食防止対策（その7）工事
	第一発電所導水路水圧鉄管補修（その4）工事
	第一発電所導水路放水路隧道補修その他工事
	第二発電所水槽管理用道路その他工事
	南部主幹線用水路（その5-1）工事
	南部主幹線用水路（その6-1）工事
	南部主幹線用水路（その6-2）その他工事
	南部主幹線用水路ゲート製作据付（その3）工事
	南部主幹線用水路横断橋改修その他工事
R3	南部主幹線用水路（その15）工事
	北部主幹線用水路サイホン改修（その3）工事
	南部主幹線用水路（その14）工事
	岩洞ダム貯水池浸食防止対策（その6）工事
	第一発電所導水路水圧鉄管補修（その3）工事
	北部主幹線用水路サイホン改修（その4）工事
	導水路二期工事
	南部主幹線用水路（その7-1）工事
	第一発電所導水路圧力隧道補修工事

年度	工事名
R 2	間接流域向井沢取水堰堤除塵機建屋建築工事
	南部主幹線用水路（その１０）工事
	南部主幹線用水路（その１３）工事
	北部主幹線用水路サイホン改修（その１）工事
	北部主幹線用水路サイホン改修（その２）工事
	岩洞ダム貯水池浸食防止対策（その５）工事
	南部主幹線用水路（その１２）工事
	岩洞ダム洪水吐法面補修（その１）工事
	南部主幹線用水路（その４－１）工事
	南部主幹線用水路（その８－１）工事
R 1	南部主幹線用水路（その５）その他工事
	南部主幹線用水路（その６）工事
	南部主幹線用水路（その７）工事
	南部主幹線用水路（その８）工事
	岩洞ダム貯水池浸食防止対策（その４）その他工事
	第一発電所導水路水圧鉄管補修（その２）工事
	北部主幹線用水路その他補修工事
	南部主幹線用水路（その３－１）工事
	南部主幹線用水路（その９）工事
H30	南部主幹線用水路（その２）工事
	南部主幹線用水路（その３）工事
	第一発電所導水路水圧鉄管補修その他工事
	間接流域仮設ヤード整備（その２）その他工事
	岩洞ダム取水ゲート仮設ヤード造成他工事
	北部主幹線用水路（その１０）工事
	南部主幹線用水路（その４）工事
H29	北部主幹線用水路（その６）工事
	岩洞ダム貯水池浸食防止対策（その３）工事
	導水路建設工事
	北部主幹線用水路（その８）工事
	北部主幹線用水路（その９）工事
	北部主幹線用水路（その７）工事
	南部主幹線用水路（その１）工事
H28	北部主幹線用水路（その１）工事
	岩洞ダム貯水池浸食防止対策（その２）工事
	北部主幹線用水路（その３）その他工事
	間接流域逆川取水路改修（その１）工事
	北部主幹線用水路（その４）工事
	北部主幹線用水路（その５）工事

別紙 2 - 1 < 貸与資料 > 業務報告書

年度	業務名
R7	岩手山麓地区河川協議資料作成業務
	南北分水工管理棟建築積算参考資料作成業務
	南部主幹線用水路他用地測量調査（その 10）業務
	南北分水工ゲート付帯施設補足設計業務
R6	岩手山麓地区河川協議資料作成業務
	南北分水工管理棟建築設計業務
	北上川横断逆サイホン機能診断業務
	岩洞ダム間接流域取水路他実施設計業務
R5	幹線用水路等管理設備設計業務
	岩手山麓地区事業再評価資料作成業務
	岩洞ダム取水塔管理用道路用地測量業務
	導水路建物事前調査（その 2）その他業務
R4	岩手山麓地区事業再評価基礎資料作成業務
	導水路撤去詳細設計業務
	南部主幹線用水路用地測量調査（その 9）その他業務
	間接流域軽松沢取水路用地測量業務
R3	第二発電所分水槽その他設計業務
	南北分水工付帯施設設計業務
	岩洞ダム浸透水観測施設調査その他業務
	南部主幹線用水路河川協議資料作成その他業務
	南部主幹線用水路用地測量調査（その 8）その他業務
	間接流域軽松沢取水路隧道基準点測量業務
	第二発電所水槽管理用道路用地測量調査業務
	第二発電所水槽管理用道路用地測量調査業務
R2	南北分水工測量設計業務
	環境配慮検証業務
	第一発電所導水路圧力隧道他補足設計業務
	第一発電所導水路水圧鉄管調査設計業務
	導水路撤去補足設計業務
	南部主幹線用水路調査設計（その 9）業務
	間接流域測量地形図作成業務
	南部主幹線用水路用地測量調査（その 7）業務
	第二発電所水槽管理用道路調査測量設計業務
	南部主幹線用水路用地測量調査（その 5）
	南部主幹線用水路用地測量調査（その 6）業務
R1	第一発電所導水路水圧鉄管調査業務
	間接流域二ノ又沢取水堰堤取水施設検討業務
	岩手山麓農業水利事業における環境との調和への配慮施設検討業務
	南部主幹線用水路調査測量設計（その 8）業務
	岩洞ダム洪水吐調査設計業務
	間接流域大川取水路他調査設計業務
	南部主幹線用水路用地測量調査（その 4）その他業務
	岩洞ダム観測設備設計業務

年度	業務名
	南部主幹線水路調査測量設計（その 7）業務
	南部主幹線水路測量設計（その 6）業務
	岩手山麓農業水利事業 南部主幹線水路調査測量設計（その 5）業務
	岩手山麓農業水利事業 間接流域軽松沢取水路測量業務
	岩手山麓農業水利事業 南部主幹線水路調査設計（その 3）業務
H30	南部主幹線水路調査設計（その 4）業務
	導水路周辺地域の生活環境の保全に係る地域連携活動調査検討（その 2）業務
	間接流域二ノ又沢取水堰堤補足設計業務
	岩手山麓農業水利事業間接流域流量観測施設設計その他業務
	南部主幹線水路調査検討業務
	南部主幹線水路 4 号サイホン調査測量設計業務
	南部主幹線水路用地測量調査（その 3）業務
	北上川横断逆サイホン促進業務
	農業水利施設の最適な管理及び活用のあり方に係る検討業務
	第一発電所導水路その他用地測量業務
	南部主幹線水路用地測量（その 2）その他業務
H29	導水路周辺地域の生活環境の保全に係る地域連携活動調査検討業務
	岩手山麓地区事業再評価資料作成業務
	第一発電所導水路他実施設計業務
	岩洞ダム取水塔仮設計画設計業務
	南部主幹線水路調査測量設計（その 2）業務
	導水路撤去実施設計業務
	第二発電所水槽管理用道路調査測量設計業務
	岩洞ダム池敷法面用地測量（その 3）その他業務
	南部主幹線水路用地測量（その 1）その他業務
H28	岩手山麓地区事業推進検討業務
	岩洞ダム地下水調査業務
H27	間接流域逆川取水路他設計業務
	岩洞ダム池敷法面測量設計（その 2）業務
	岩洞ダム池敷法面用地測量調査（その 1）業務
	北部主幹線水路測量設計（その 2）業務
	北部主幹線水路測量設計（その 3）業務
	岩洞ダム池敷法面測量設計（その 1）業務
	北部主幹線水路用地測量（その 1）その他業務
H26	河川協議資料作成業務

別紙 3 作業項目内訳表

【事業誌編纂】

作業項目	作業内容
1. 準備作業	
1－1. 現地調査	地区内の農業や農地・農業用施設の現況等について、必要な現地調査を行う。
2. 資料の検討	他地区事業誌等の収集を行い、貸与資料及び収集資料の内容を把握し、情報を整理する。
3. 事業誌の企画構想	貸与資料及び収集資料から事業誌全体の企画構想を行い、別紙 4 を参考に目次（案）及び章別の企画構想（案）を作成する。
4. 事業誌原稿（案）作成	目次（案）及び章別企画構想（案）に基づき事業誌原稿（案）を作成する。
5. 点検とりまとめ	点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。

【記録映像製作】

作業項目	作業内容
1. 企画業務 1－1 企画構成	発注者と製作スタッフの間で、十分な検討と審査を行い、双方の間で作品（案）のコンセプトを確認する。
1－2. シナリオ（案）作成	企画構成・製作方針に従って、対象事業地区の特徴、事業経過並びに建設工事の施工技術等を記録映像として表現するため、創作的技法を駆使してシナリオ（案）を作成する。
2. 撮影業務 2－1. 撮影準備	撮影作業の準備段階で必要となる資料収集、過年度に撮影した映像内容の確認、撮影現地条件の確認・工程計画の作成及び必要な素材リストの作成を行う。

別紙 4

事業誌目次 素案

岩手山麓農業水利事業 事業誌

目次（案）	
序文	東北農政局長
発行のことば	東北農政局農村振興部長
発行によせて	岩手県知事
〃	岩手県農林水産部長
〃	岩手県企業局長
〃	岩手山麓土地改良区理事長
〃	盛岡市長、滝沢市長
事業の概要	
グラビア	受益地の眺望（航空写真）
	地区概要
	地域の歩み
	岩手山麓農業水利事業
	事業目的
	事業概要
	施設の概要（改修前、改修後）
	岩洞ダム
	（洪水吐、取水塔、付帯施設等）
	第一発電所導水路
	（第二発電所分水槽、水压鉄管、洪
	民分水槽等）
	導水路
	（置樋、地下埋設区間、IGR横断水路
	橋、南北分水工等）
	北部主幹線用水路
	南部主幹線用水路
	関係市町村の紹介
	盛岡市
	滝沢市
	一般計画平面図
第1章 地域の概要	
1. 自然	
2. 社会概況	
3. 地域農業	
4. 岩手県の農業農村整備	

目次（案）
第2章 事業の経緯
1. 岩手山麓地域の水利開発（越前堰等）
2. 前歴事業（国営岩手山麓開拓建設事業、北上川特定地域総合開発計画、国営土地改良施設整備事業「岩手山麓地区」）
第3章 国営岩手山麓土地改良事業計画の概要
1. 目的
2. 地域及び地積
2-1 地域
2-2 地積
3. 現況
3-1 気象
3-2 土地状況
3-3 水利状況
3-4 道路概況
3-5 地域農業の概況
3-6 地域環境の概況
4. 一般計画
4-1 事業計画の趣旨
4-2 営農計画及び土地利用計画
4-3 用水計画
5. 主要工事計画
5-1 用水施設
6. 工事の着手及び完了の時期
7. 環境との調和への配慮
8. 事業費の総額及び内訳
9. 効用
10. 関連する事業
第5章 主要施設の設計と施工
1. 概要
2. 岩洞ダム
3. 第一発電所導水路
4. 導水路
5. 北部主幹線用水路
6. 南部主幹線用水路

岩手山麓農業水利事業 事業誌

目次（案）
第6章 環境との調和への配慮 1. 国営土地改良事業での取組 2. 岩手山麓地区環境配慮計画の概要
第7章 事業費及び協議 1. 事業費決算 2. 用地費及び補償費 3. 共同事業 4. 河川協議
第8章 事業実施の効果 1. 事業の効果
第9章 営農推進の取組 1. 営農推進 2. 優良経営体の事例
第10章 土地改良区等 1. 岩手山麓地区国営土地改良事業推進協議会 2. 岩手山麓土地改良区
第11章 式典 1. 開所式 2. 事業完工式
第12章 事業所組織の変遷 1. 事業所組織の変遷 2. 事業年表
あとがき 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長

岩手山麓地区事業誌編纂業務 位置図

別添



工事名	令和8年度 岩手山麓農業水利事業 岩手山麓地区事業誌編纂業務		
図面名	位 置 図		
作成年月日			
縮尺		図面番号	1
会社名			
事業所名	東北農政局 岩手山麓農業水利事業所		